

五月七日

営業部長柳本明三氏本店

去る四日確約せし條件の中 従業員女店員の慰安

休息

に關する私

の最も重要視したる事項は實行し能な旨を宣告さ了

大略上記の如き經過

でありまし

て官憲御立会の下に立派に諸條件を確認したる

墨の色も

轍か

子に早く至大牛揃り手より私

の退立を策し殊に一部従業員の排

外運動云々は正に立派有脅迫ではありますまいか
而論松は主人の事は信じません。自分達の立場を擁護して死闘して居る者に対する
禽獸に非る限り誰か及ば向けたがせいか、其れにも増して店主代表自身の口
から公約破棄を宣告された、と至つては最早私の信任は何の意味も無く存子と云
ふものにて、而論男の意地にてちくまで頑張るか否かと幾度も考へました
が元来か可憐なる男女従業員達の擁護を根本として起つた事件である以上
置ある箇人の意態を貫かんが爲に此の上多數の少女達、延べては其家族達に恐
怖と混乱を繰り返せた事は如何にも相済まする次第と存ひまして独り退職を決
意致しました。

如上の事実は決して誇張も虚偽も古く只ありのまゝを書き、叶平直に愚見を
加へたのでありますからひよかよくまで公平に御批判下さりて悪ハ所は御叱正
を願ひます
擱算に當り敷ならち私爲に血淚を御流レ下さつた従業員諸兄姉の御苦情に對
し心からの感謝の意を表し御健康と御幸福を祈ると同時に多大の御同情頂きました
新聞社並みに各方面の市民各位に厚く御禮申上ます。

元美松支配人
江淳之助

別記(三) 嘆願書

小生今般事清止ムヲ得ズ美松ヲ退店致シ候ニ付テハ今後ノ店ノ繁榮ノ爲又並ニ
店主ノ利益ノ爲又全般貿易ノ幸福ノ爲又左記条項是非共御承認相成度此段嘆願
申上候

記

- 一 今回小生ノ留任運動ニ關シ小生ト行動ヲ契ニシ退店セントスル者ニ対シテハ
尤モ手當ヲ御支給被下減度事
- (1) 一ヶ年以上勤続者ニ対シテハ
六ヶ月分但シ定額ノ外現莊ノ月例手當加算ノ事
- (2) 一ヶ年以下勤続者ニ対シテハ
三ヶ月分但シ定額ノ外現莊ノ月例手當加算ノ事
- (3) 月給者ニ対シテハ
右二項ニ準ジテ支給メラル事
- 六 待遇改善希望條項
イ 退職金制度ヲ確立スル事
ロ 医療設備完備ノ事